

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
訪問介護	運営規程	・運営規程に定められたサービス利用料の利用者負担割合に関する事項を改めること。
訪問介護	秘密保持等	・サービス担当者会議において利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。
訪問介護	運営規程	・運営規程に記載されている営業時間に変更になったにも関わらず、県へ変更届の提出がされていなかった。届出すべき事項を変更した場合は、変更後10日以内に、県へ変更届を提出すること。
訪問介護	勤務体制の確保等	・訪問介護事業所の業務以外（通所介護・サービス付き高齢者向け住宅の業務）に従事する従業者は「非常勤」として扱うとともに、通所介護事業所、訪問介護事業所及びサービス付き高齢者向け住宅の業務を明確に分離した上で、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職務の内容等を記載した月ごとの勤務表を作成すること。
訪問介護	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・訪問介護計画は居宅サービス計画に沿って作成し、計画に基づいたサービスを提供すること。
訪問介護	訪問介護計画の作成等	・訪問介護計画を利用者へ交付すること。
訪問介護	指定訪問介護の取扱方針	・自ら提供する訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
訪問介護	事故報告	・利用者が医療機関を受診した事故について、県事務所への報告がなかった。「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、報告すべき事故等が発生した場合は、速やかに県事務所へ報告すること。
訪問介護	訪問介護計画の作成等	・居宅サービス計画に変更があった場合は、速やかに訪問介護計画の変更を行うこと。
訪問介護	勤務体制の確保等	・訪問介護事業所の業務以外（有料老人ホームの業務等）に従事する従業者は「非常勤」として扱うとともに、訪問介護事業所及び有料老人ホームの業務を明確に分離した上で、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職務の内容等を記載した月ごとの勤務表を作成すること。
訪問介護	運営規程	・運営規程記載の従事者の員数について、訪問介護事業所の業務以外（有料老人ホームの業務等）に従事する従業者は「非常勤」として改めること。 なお、運営規程を変更した場合は、10日以内に、県事務所へ変更届を提出する必要があるため、留意すること。
訪問介護	訪問介護計画の作成等	・訪問介護費は、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うための標準的な時間により算定されることから、訪問介護計画書には、「身体介護」と「生活援助」を区分して、具体的なサービス内容と、それぞれの予定時間を明らかにすること。
訪問介護	サービス提供責任者の配置	・常勤として届け出ているサービス提供責任者（管理者を兼務）が、併設する通所介護事業所の従業者を兼務している実態が認められた。サービス提供責任者は常勤で専ら指定訪問介護に従事するものをもって充て、前3月の平均利用者が40人毎に1人以上配置する必要があるため、是正すること。
訪問介護	勤務体制の確保等	・従業者の資質向上のため、研修の機会を確保すること。

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
訪問介護	秘密保持等	・利用者又はその家族の個人情報に対する従業者の秘密保持への措置として誓約書を徴収しているが、徴収していない従業者がいたため全従業者から徴収すること。
(介護予防) 訪問入浴介護	勤務体制の確保等	・勤務表には、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。また、同一法人であっても、他の事業所の従業者によるサービス提供はできないため、当該事業所の訪問入浴介護事業者として、あらかじめ勤務表に位置付けること。
(介護予防) 訪問看護	秘密保持等	・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を文書により得ておくこと。
(介護予防) 訪問看護	会計の区分	・事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション計画の作成	・訪問リハビリテーション計画書について、サービス提供前に利用者の同意が得られていなかったため、サービス提供前に利用者の同意を得ること。
(介護予防) 居宅療養管理指導	勤務体制の確保等	・勤務表が作成されていなかったため、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容等を明確に定めること。
(介護予防) 居宅療養管理指導	内容及び手続の説明及び同意	・重要事項について利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得ること。
(介護予防) 居宅療養管理指導	秘密保持等	・利用者及び家族の個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意が得られていなかったため文書により同意を得ること。
(介護予防) 居宅療養管理指導	運営規程	・運営規程に「通常の事業の実地地域」の規定がなかったため規定すること。
(介護予防) 居宅療養管理指導	会計の区分	・居宅療養管理指導の会計が区分されていなかったため、居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
通所介護	事故報告	・利用者が医療機関を受診した事故について、一部、県事務所への報告がなかった。「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、報告すべき事故等が発生した場合は、速やかに県事務所へ報告すること。
通所介護	秘密保持等	・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いることについて、一部、当該家族の同意がとられていなかったため、あらかじめ文書により得ておくこと。
通所介護	介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱い	・通所介護サービス提供時間の途中で医療機関を受診し、その後サービスを再開しているケースがあった。通所サービス提供時間帯における医療機関の受診は緊急やむをえない場合を除いて認められないため、サービス開始前又は終了後の受診とすること。また、通所サービス前の受診前の時間帯に送迎サービスを行った場合も、通所サービス後の受診後の時間帯に送迎サービスを行った場合も、当該送迎サービスは通所サービスに係る送迎サービスとみなされないこと。予定された受診の前又は後のサービスは通所介護サービスとみなされないため、同様のケースがないか自己点検のうえ、過誤調整をすること。
通所介護	定員の遵守	・利用定員を超えて利用者の受け入れをしないこと。

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
通所介護	介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱い	・通所介護のサービス提供中に事業所の職員がヘアカットを行っているケースがあった。ヘアカットは通所介護サービスではないため職員が行うことは認められないこと。 なお、理美容サービスについては通所介護と明確に区分可能であることから、通所介護サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所介護計画を作成し、通所介護サービスの利用料とは別に費用請求が行われていれば、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは可能であること。
通所介護	体制届	・介護報酬の算定体制について、「体制あり」として届けられているにも関わらず、算定されていない加算があった。要件に合致しなくなったため算定していない加算については、速やかに変更の届出を行うこと。
通所介護	機能訓練室等の面積	・食堂及び機能訓練室にベッドを配置して静養室として利用しているエリアがあった。当該エリアを除いた食堂及び機能訓練室の床面積の合計は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積を下回るため、当該ベッドを移動させる等の対応をとること。
通所介護	勤務体制の確保等	・通所介護事業所の業務以外（訪問介護・サービス付き高齢者向け住宅の業務）に従事する従業者は「非常勤」として扱うとともに、通所介護事業所、訪問介護事業所及びサービス付き高齢者向け住宅の業務を明確に分離した上で、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職務の内容等を記載した月ごとの勤務表を作成すること。 また、看護職員と機能訓練指導員を兼務する従業者については、それぞれの職種に従事する時間を勤務表に明記すること。
通所介護	通所介護計画の作成等	・通所介護計画を利用者へ交付すること。
通所介護	指定通所介護の取扱方針	・通所介護計画の作成にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定すること。また、当該目標を達成するための個別援助の内容は具体的に記載すること。
通所介護	通所介護計画の作成等	・それぞれの利用者について、通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。
通所介護	指定通所介護の取扱方針	・自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
通所介護	入浴介助加算	・入浴介助加算について、利用者側の事情により入浴を実施しなかった日について、誤って加算請求されている事例が認められた。同様のケースがないか自己点検のうえ、過誤調整をすること。
通所介護	機能訓練室等の面積	・事務室の配置を変更し、食堂及び機能訓練室の一部を事務室として使用している実態が認められた。については、変更後の食堂及び機能訓練室の内寸面積を算定の上、県事務所に變更届（平面図及び設備の概要の變更）を提出すること。なお、食堂及び機能訓練室の床面積の合計は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
通所介護	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	・ サービス提供内容を変更しているにもかかわらず、居宅サービス計画の変更のために必要な援助を行っていないかった。居宅サービス計画の変更する必要がある場合は、居宅介護支援事業所に居宅サービス計画を変更するよう求めること。
通所介護	運営規程	・ 運営規程及び重要事項説明書の記載について、指定介護予防通所介護は、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業として市町村に移行されているため、用語の変更を行うこと。また、運営規程に定められたサービス料の利用者負担割合に関する事項を変更すること。 なお、運営規程を変更した場合は、10日以内に、県事務所へ変更届を提出する必要があるため、留意すること。
通所介護	生活相談員の配置	・ 生活相談員の勤務時間数の合計数が、サービス提供時間数を下回った日があったため、是正すること。
通所介護	勤務体制の確保等	・ 勤務表には、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
通所介護	通所介護計画の作成等	・ 通所介護計画書の内容について、家族の同意のみで利用者の同意が得られていなかったため利用者の同意を得ること。
通所介護	管理者の配置	・ 管理者が、兼務の認められていない敷地外の他事業者の従業者を兼務している実態が認められた。管理者が他事業所の従業者を兼務する場合、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内でなければならないため、是正すること。
通所介護	勤務体制の確保等	・ 従業者の資質向上のため、研修の機会を確保すること。
通所介護	秘密保持等	・ 利用者又はその家族の個人情報に対する従業者の秘密保持への措置として誓約書を徴収しているが、徴収していない従業者がいたため全従業者から徴収すること。
通所介護	非常災害対策	・ 非常災害に関する具体的な計画が作成されていなかったため作成すること。また、年2回以上の避難訓練及び消火訓練が実施されていなかったため実施すること。
(介護予防) 短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	・ 施設サービス計画においては利用者の家族の同意は得られていたが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得ること。
(介護予防) 短期入所生活介護	機能訓練指導員の加算	・ 機能訓練指導員の加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が配置されていなかった。常勤専従の理学療法士等が配置されていない場合、機能訓練指導員の加算は算定できないため、過去の配置状況を確認の上、過誤調整を行うこと。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	利用料等の受領	・ 車椅子のリース料を利用者負担としているが、当該費用は、介護保険給付に含まれるものであるため、利用者から徴収しないこと。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	身体的拘束等の適正化	・ 身体的拘束を行った場合に記録すべき事項のうち、「その時の利用者の心身の状況」についての記載がなかったことから、是正すること。

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	非常災害対策	・年2回以上の避難訓練及び消火訓練を実施すること。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	事故報告	・利用者が医療機関を受診した事故について、一部、県事務所への報告がなかった。「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、報告すべき事故等が発生した場合は、速やかに県事務所へ報告すること。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	サービスの提供の記録	・利用者の被保険者証に指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を記載すること。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	利用料等の受領	・とろみ剤の料金を利用者から徴収しているが、通常の食事に使用される分と利用者が個別の選択として使用する分が混在しているため、利用者から徴収する分は利用者の個別の選択により使用する分に限定すること。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	身体的拘束等の適正化	・身体的拘束等の適正化のための指針に、「入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」を盛り込むこと。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	秘密保持等	・利用者又はその家族の個人情報に対する従業者の秘密保持への措置として誓約書を徴収しているが、徴収していない従業者がいたため全従業者から徴収すること。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	非常災害対策	・風水害、地震等の災害に対処するための計画（非常災害対策計画）を策定すること。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	個別機能訓練加算	・個別機能訓練加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が配置されていなかった。常勤専従の理学療法士等が配置していない場合、個別機能訓練加算は算定できないため、過去の配置状況を確認の上、過誤調整を行うこと。
(介護予防) 福祉用具貸与	サービスの提供の記録	・サービスを提供した際には、提供の開始日及び終了日、種目、品目、介護給付費の額、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこと。
(介護予防) 福祉用具貸与	秘密保持等	・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を文書により得ておくこと。
特定（介護予防）福祉用具販売	契約	・特定（介護予防）福祉用具販売に係る契約書を交付していないので、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、利用者に対し、遅滞なく、契約書を交付すること。
特定（介護予防）福祉用具販売	内容及び手続の説明及び同意	・サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
特定（介護予防）福祉用具販売	サービスの提供の記録	・ サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこと。
特定（介護予防）福祉用具販売	秘密保持等	・ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を文書により得ておくこと。
介護老人福祉施設	ユニットリーダーの配置	・ 常勤のユニットリーダーが配置されていないユニットがあった。常勤のユニットリーダーが配置されていない状況が発生した場合には、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者の全員について、所定単位数が97%に減算されることから、過去の配置状況を確認の上、過誤調整を行うこと。
介護老人福祉施設	入所検討委員会	・ 入所検討委員会の委員には、施設職員以外の者を最低1名加えること。また、入所検討委員会の協議内容が記録されていないときがあったので、開催の都度その協議の内容を記録すること。
介護老人福祉施設	身体的拘束等の適正化	・ 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。
介護老人福祉施設	衛生管理等	・ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。
介護老人福祉施設	事故発生の防止	・ 事故発生の防止のための指針に、「介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針」「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」「介護事故等発生時における県及び市町村への報告に関する手順」を盛り込むこと。また、記録の保存年数を5年にすること。
介護老人福祉施設	事故報告	・ 利用者が医療機関を受診した事故について、一部、県事務所への報告がなかった。「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、報告すべき事故等が発生した場合は、速やかに県事務所へ報告すること。
介護老人福祉施設	事故発生の防止	・ 事故防止検討委員会には、施設外の第三者の立場にあるものを委員として活用すること。
介護老人福祉施設	内容及び手続の説明及び同意	・ 重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。また、サービス利用料の利用者負担割合に関する事項を改めること。
介護老人福祉施設	身体的拘束等の適正化	・ 身体的拘束等の適正化のための指針に、「身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」及び「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」を盛り込むこと。
介護老人福祉施設	療養食加算	・ 療養食加算について、医師の発行する食事箋が廃止された入所者について、誤って加算請求が継続されている事例が認められた。ついては、同様のケースがないか自己点検のうえ、過誤調整をすること。

別紙

令和元年度 介護保険事業所等実地指導 主な指摘事項

サービス種類	指摘項目	指摘事項
介護老人福祉施設	勤務体制の確保等	・勤務表に、医師及び機能訓練指導員に係る記載がなかったため、明記すること。また、職員の常勤・非常勤の別や兼務関係を明確にし、職員配置の基準を満たしていることを確認すること。
介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	・施設サービス計画においては利用者の家族の同意は得られていたが、利用者の同意が得られていなかったため、利用者の同意を得ること。
介護老人福祉施設	静養室	・静養室について、寝台等、入所者を静養させることができる設備がなく、医務室の用途として使用されている実態が認められたため、是正すること。
介護老人福祉施設	サービスの提供の記録	・被保険者証に入所年月日、入所している介護保険施設の種別及び名称、退所年月日が記載されていなかったため、記載すること。
介護老人福祉施設	褥瘡予防	・褥瘡対策のための指針が作成されていなかったため作成すること。
介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	・個別機能訓練加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が配置されていなかった。常勤専従の理学療法士等が配置していない場合、個別機能訓練加算は算定できないため、過去の配置状況を確認の上、過誤調整を行うこと。
介護老人福祉施設	入所検討委員会	・入所検討委員会（入所判定委員会）には、施設職員以外の者を委員に加えること。なお、前回の実地指導（平成28年12月2日）において口頭指示事項として改善を求めた事項であるため、文書による指示事項とし、今後の方針（いつからどのような立場の方を委員として委嘱するか）を回答すること。
介護老人保健施設	施設サービス計画の作成	・施設サービス計画の原案について、家族の同意のみで入所者の同意が得られていなかったため入所者の同意を得ること。